平成２２年（フ）第１６７１９号
東京都荒川区西尾久１丁目24―６　小泉方
債務者　川原　広志
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７２１号
東京都足立区竹の塚１丁目10―４
債務者　吉村　恭志
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７２２号
東京都港区港南４丁目６―５―4002
債務者　佐藤　美幸（旧姓見上）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７２７号
東京都江東区大島５丁目５―３
債務者　木原久仁子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４８号
東京都世田谷区砧８丁目８―24　瀬戸方２Ｆ
債務者　藤田香代子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７５９号
東京都台東区竜泉２丁目12―12―1201
債務者　西浦　貴子（旧姓小馬）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７６１号
東京都日野市東平山１丁目７―４―1730
債務者　山家ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７６２号
東京都江戸川区平井１丁目19―16―201
債務者　武安　昌子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７７０号
東京都板橋区坂下１丁目18―７―406
債務者　小俣　奈美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７８４号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目12―２―202
債務者　石井　智恵
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７８５号
千葉県市川市欠真間２丁目９―２
債務者　君塚　真洋
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７８８号
東京都大田区南雪谷２丁目14―12
債務者　阿部　キワ
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７９０号
東京都大田区大森東１丁目36―６―701
債務者　大内智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７９８号
東京都江戸川区南篠崎町３丁目25―10―301
債務者　山上　淳二
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７９９号
東京都板橋区栄町22―２―103
債務者　新井　真季
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５４号
東京都立川市富士見町３丁目４番５号
債務者　佐野貴美枝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２６６号
東京都小平市上水本町３丁目18番１号
債務者　鳥海めぐみ（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部